

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3 谷中耳鼻科内

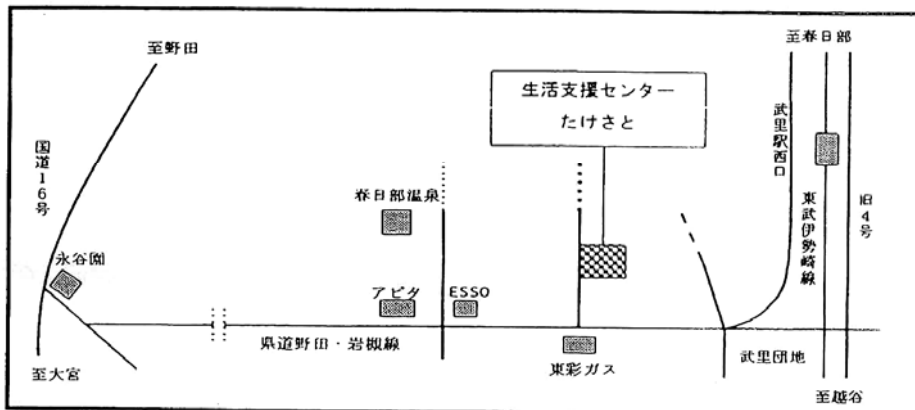
Te l 048(737)1489

Fax 048(736)7192

e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

## 9月おしゃべり会は春日部 武里駅西口徒歩12分の 「生活支援センターたけさと」2階で

案内図



ただし9  
月は20  
日(土)  
午前10時  
~12時

国道16号 永谷園を春日部方面に曲がり、|つ目の信号を左折。そのまま直進3.5km。

東武伊勢崎線 武里駅西口下車 徒歩12分

せんげん台駅西口『増田新田行き』バス停「東彩ガス前」下車すぐ  
駐車場 10台 あり

〒 344-0021

埼玉県春日部市大字大場1564-1

「春日部社会参加センター」内

TEL 048-733-6872 FAX 048-733-6873 1階は喫茶「夢いろ」

## 巡回おしゃべり会第3弾 白キャン版の報告

東部地区ツアー3回目、7月14日のおしゃべり会は、越谷市大袋のフリースペース「白いキャンバス」で行いました。同スペースは、地域で共に学ぶことを進めてきた親子が卒業後も地域で暮らし・働く事を探る拠点として、昨年発足したところです。このスペースにかかわる人たちも含め、当日はたくさんの方が集まりました。

1さん(越谷): 息子は小・中とも通常学級で育ち、今春定時制高校を受験したが、定員割れにもかかわらず不合格にされ、現在浪人中。高校に入ったとしても昼

間の就労を考えてゆく必要がありここに通っているが、今日は休み。

Nさん(三郷): 息子は私立の全寮制高校で学んでいる。2年生なので、卒業後の専門学校などを探している。情報をほしい。

Kさん(越谷): 息子は来月45才。かって「高校までお預かりします」という私立を選んだが合わず、その後特学を経て定時制高校へ。昼間の時間の過ごし方に困り思い切って就職の道へ。最初は4ヶ月で合わずにやめたが、その後23年間勤務。しかし上司が替わりいじめられ、初めて自分の意志でやめた。いい会社に再就職でき、念願の家を建てた直後にリストラ。半年家にいていまの会社に。本人は今朝も「よかったよ、リストラにあって。いまの会社に行けて。」と言う。上司も「立派な社会人ですから、会社に任せてください。反社会的な問題さえなければうちでめんどろみませう。」と言ってくれる。いまの家はゆくゆくはグループホームにできるように設計してある。

Sさん(春日部): 娘は生活ホームで暮らし、いろいろな活動にかかわっている。

Iさん(越谷): わらじの会の1年間ボランティアです。

Tさん(春日部): 1週間前に引っ越してきた。翌日から春日部市教委と交渉している。知的障害とてんかん発作がある。運動はできるが持続は難しい。宇都宮では特殊学級だったが、猛勉強させる方針で、進捗が見えない子は別のところへと勧められた。春日部市教委は「武里中学校の特殊へどうか」と言い、「普通学級の場合は親が全面介助を」と言っている。

Mさん(春日部): 息子は4才。ダウン症。保育園に行っている。

T3さん(越谷): 娘は越谷養護小学部1年生。

Sさん(越谷): 息子は小4普通学級。以前、担任が特殊学級へ行ったらどうかと勧め、1週間毎日ケータイで学校に呼び出されたことがある。市教委との交渉に参加した後、いまは「遠足だから付き添ってくれませんか」と言われても、「行けません」で通っている。

T4さん(越谷): 個人面談で「授業中寝てるんですけど、寝かしといていいんでしょうか?」と言われ、「声をかけていただければ」と答えたら「ほかにもわからない子がいるんで、お宅のお子さんばかり見れません。」と言われた。いじめられているという話をしたら「クラス全員の子に聞いたら、ほとんどの子がバカにしています。」と言う。「子ども達に話をしていただけませんか」と頼むと、「障害があることを言わないと説明できません。」と言われた。「ちがいがあると言われたら本人がショックを受けるので避けてほしい。」と言ったのだが。

T母(春日部): 教委との話し合いまっさいちゅう。できるだけ付き添いなしでみんなと一緒に学ばせたい。でも一日も早く学校生活を。

Rさん(岩槻): 息子は羽生実業3年生。進路として県の農業大学校もいいかなと。本人は就職もいいかなと言っている。

Mさん(越谷): 娘は中3。越谷西養護の重複クラス。通園施設を経て小学校は普通学級で楽しい6年間。体力が続かないのと家族内の反対で養護へ。マンツーマンになり落差が激しく、初めは表情が厳しくやめさせようかと思ったが、いまは落ち着いている。

Hさん(越谷): 小学校は普通学級で中学から特学へ。入ってみて、特学ってやはり孤立した世界だなあと、親ともども迷っている。

Oさんと母(越谷): 吉川高定時制4年。24時間親子一緒ではと、多少なりとも離れる時間をと白キャンに来ている。あと半年しか高校がないのがすごく淋しい。

T5さん(春日部): 4月からここで無給で働いている職員。早く給料ほしい。

M2さん(越谷): よろしく。

K2さん(越谷): 子どもは越谷西養護。通園施設(あけぼの~みのり)を経て養護へ。

Aさん(越谷): 息子は15才になりました。越谷養護在学中。

# 輝(ひかる)くんの普通学級への転校決まる

宇都宮市から春日部市に7月の初めに引っ越してきた竹澤 輝君の中学1年普通学級への転校(宇都宮では特殊学級)をめぐる学校・市教委との話し合いがようやくまとまりました。輝君は重複障害で発作もあり、長く歩く場合はバギー使用であるなどのことから、「本来ならば養護学校に行くべき子ども」と言われたり、「特殊学級のある中学に行ったらどうか」と勧められましたが、両親は「地域の中で育てたい。そのために地域の学校に入りみんなに知ってもらいたい。」と求めました。また、「もし普通学級に入るとすれば親の全面的介助が条件」とする学校・教委に対し、両親は「原則として付き添わない」と譲らず、平行線のままでした。

夏休み中の8月21日、やっと受入を前提とした話し合いが行われました。学校・教委として、支援員と発作等の際に使うベッド・ロッカー付きの控え室を用意しています。支援員は元教員です。

学校としては、「基本的には介助員が付くことを前提に受け入れた。」と言い、介助員の勤務時間が5時間なので、教委としてこの勤務時間をなんとかしてほしい(教委は即答できないと回答)が、不可能なら介助員がいなくなったら帰ってほしいとしています。

両親としては、「できるだけ早く理解され、皆と同じ時間までいるようにしてほしい。一人でどこかへ行ってしまう子ではないし。授業に関し特別な指導ができないというがけっこうだ。少しでもみんなと一緒にいさせてほしい。」などと話しました。

けっきょく9月1日からの登校に関して確認された主なことは以下です。

送迎は家族が車で行う。オムツやタオルは自宅から用意する。

1週間は8:50~12:50とし、母親が付き、先生や支援員に慣れてもらう。

9月1日は全校生徒に紹介する。

第2週は8:50~13:50とし給食を食べるようにする。以降は様子を見て。

両親としては、学校・教委が受入れのための人的・物的準備を整えてくれたことに喜びながらも、それらがクラスメートと本人を分け隔ててしまう結果に陥ることなく、共に育ち合う中学生生活をすこすサポートとして機能するようみつめて行かねばならないと考えています。ちなみに春日部市は、昨年実施された障害者計画で「共に育ち合う教育の推進」として、「障害のある子どもと障害のある子どもが、分け隔てなくともに学び育つことができるように、多様な支援方法を検討して障害のある子どもの学校生活をサポートする。」という施策を掲げています。輝君の今後の学校生活を、市として、このプランを具体化するための

「モデル事業」のひとつと位置付ける必要があると思います。

夏らしい日もなかった夏でしたが、秋は確実に訪れようとしています。

## 「場」をさらに複雑に分ける「支援籍」導入を 県教委が画策

8月8日 特振協 第1小委員会

8月8日の第1小委員会では、事務局から出された「可能な限り地域の通常学級で適切な教育を」という原案に対し、「原則として通常学級でやるんだという考えを強く出すべき」という関根委員(中央児童相談所所長)と、「保護者の方々はいまの特殊教育で学ばせたいという気持だと思う。『可能な限り』は強いので『可能な者について』とすべき」と常々語る飯塚委員(熊谷市教育長)と、たがいに正反対の方向からの修正意見が出されました。



この中間まとめ原案の目玉として事務局が考えているのは、「支援籍」です。その中身は現在の特殊学級や養護学校を通級的に活用することによって、文科省の調査研究協力者会議の報告に見られる「特別支援学級」、「特別支援学校」を先取的に試行実施しようという企てのように思えます。そして「可能な限り」とは、就学指導委員会改め「就学支援委員会」

のきめ細かい判定を通して、「可能な限り」の範囲をこえていると判断された部分については特殊学級や盲・ろう・養護学校に在籍ないし通級することが「適切な教育」であると。言ってしまうと、これが中間まとめ原案なのです。

「場を分けた教育への反省」を語りながら、分けられた場(特殊学級、養護学校)の中にさらに分けられた場(通級)を作る……「支援籍」という名にかくれた新たな公共事業。

## 就学判定廃止から出直そうよ！

8月29日 特振協 全体協議会で武井委員

県教委は、上記の中間まとめ案をかなり修正した中間まとめ最終案を、2

9日の特振協に提出します。この最終案では、上記「支援籍」制度を核にして、乳幼児検診とも連携して早期からの就学指導計画を立てようという、乳幼児期からのふりわけシステムの固定化がもくろまれています。出発点であった彩の国障害者プラン21の基本理念「分け隔てられることなく」や前知事の「全障害児普通学級籍」宣言から限りなく遠くに運ばれてゆこうとしているのです。

県教委や学識経験者とされる人々は、LDやADHD、高機能自閉症と呼ばれる子ども達を特殊学級等に通級させたり、特殊学級の子どもを盲・ろう・養護学校に通級させたり、盲・ろう・養護学校の子どもを入学式や卒業式といった行事に地元校に参加させるキセル方式などの案をもって、これこそ「障害のある子どもない子ども共に育ち、共に学ぶ」ことであると自画自賛しています。「みんなちがってみんないい」という詩を、きめ細かな選別のことばとして転用されるとは、故・金子みすずの無念はいかばかりでしょうか。

この29日の特振協で、ただ一人の幼いころからの障害者委員である武井



さんから、「支援籍」というわけのわからない方式を撤回し、すべての子どもが本来は地域の通常学級へ受け止められるべきであることを確認 就学指導委員会は施行令22条の3に基づく判定をやめ、共に学ぶことを相談・支援する機関に通常学級に在籍する障害のある子ども達の実態把握とそれに基づく支援 地域で受け止めきれない限界ゆえに特殊学級や盲・ろう・養護学校へ行かざるを得なかった子ども達の居住地交流の支援などが提案されました（詳細は、後日）。

なお、以下に、中間まとめ最終案で新たに盛り込まれた箇所を中心に、深まる疑問点を列挙しておきます。

## 8.28 向け特振協・中間まとめ案への疑問

### 1. 「通常学級の障害児」数が初公表されたが

「市町村の就学指導委員会で盲・ろう・養護学校又は特殊学級への就学が望ましいと判断された児童生徒」のうち現在「小中学校の通常の学級に在籍する」児童生徒は、「平成15年5月1日現在、小学校に930人、中学校に181人」と、初めて公表された(3ページ)。しかし、このことが何を意味するのか、いっさい触れられていないのは、不思議きわまりない。共に育ち、共に学ぶことに対し、基本的にはなんら支援をしてこなかったばかりか、「ここは本来あなたの来るべきところではない」という扱いをしてきた中で1111人の重さを考えるべきだ。また、このほかに就学指導の対象にされながら、「通常学級適」とされた子どもが多数

いるが、この子たちの存在はどう位置付けているのか不明。

## 2. 曖昧なまま強引に入れられたLD、ADHD、高機能自閉症

LDやADHD、高機能自閉症「により特別な教育的ニーズのある児童生徒の実態については正確な把握はできていないのが現状である。」(3ページ)と言いながら、その対応を「特殊学級を『支援籍(仮称)』として実施する」(20ページ)などという提案になりふりかまわず結び付けている。調査研究協力者会議の報告を「約6%の割合で通常の学級に在籍している可能性を示しているということである」(3ページ)と説明しているが、その「調査結果」レポートには「留意事項」として「本調査の結果は、LD・ADHD・高機能自閉症の割合を示すものではないことに注意する必要がある。」と記されている。

## 3. 認定就学者(全県で1名)問題には頬かむり

「学校教育教育法施行令の一部改正」については、それによって「『就学基準』の見直しがなされた」と述べられているのみ。そのポイントである「認定就学者」制度について何もふれられていない。本県の「認定就学者」が1人だけしかいなかったことをかくしている。本県では共に育ち・共に学ぶことを求める親子の強いはたらきかけを受けて、24年前の養護学校義務化の当時から「就学先決定に際しては本人・保護者の意志を尊重する」という確認が、県教委および多くの市町村教委ですっとなされてきた。「認定就学者」の場合は、「盲・ろう・養護学校適」という判定を妥当とした上で、例外として施設設備が整っていたり専門性をもった教員がいるといった「特別な事情」がある場合にのみ地元小・中学校にも就学できるという内容なので、本県の実態には合わない。だから「認定就学者」は1人しかいなかった。

## 4. 「全障害児に普通学級籍」はどこへ消えた

「障害のある全ての児童生徒が可能な限り地域の学校の通常の学級で」という文章がなくなり、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が子どもの頃から共に育ち共に学ぶ機会が徐々に拡大され」(4ページ)という表現になった。初めの文章では「可能な限り」というあいまいさはありながらも、「通常の学級」を基本とすることが明らかにされているが、後の文章ではその基本が消えてしまっている。「ノーマライゼーションの理念を実現させる『障害のあるなしにかかわらず』とは、広くこのような特別な教育的支援を必要とする児童生徒も含めて考えなければならない。」(6ページ)という部分などとあわせてみると、「LDやADHD、高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒」(6ページ)が特殊学級を通級的に利用するといった例が、後の文章の中にある「共に育ち共に学ぶ機会」であるらしい。(「実態については正確な把握はできてない」というのに、何が支援だ。)

## 5. 何も見直さない「就学指導の見直し」

「(2)就学指導の見直し」と銘打って、「障害の種類や程度の判断や就学の場の設定を検討するこれまでの就学指導を、本人や保護者への教育的支援や相談機能を重視する就学支援の観点や、学校や学級の枠を超えて児童生徒を支援する学習活動の実施の観点から見直すことが必要」(8ページ)と、まわりくどい説明をしている。抜本的に見直すのかと錯覚してしまう。また、次のように述べている。「これまで障害のある児童生徒の就学手続きは、その障害の種類や程度に応じた適切な教育の場を設定する観点から、盲・ろう・養護学校や特殊学級など学校(学級)の枠に児童生徒をあてはめた上で行われ」(13ページ)と。これを見直すべきと考えているのかといえば、さにあらず。その後にくぐ「教育効果を上げてきた」と肯定しているのだ。そして、「今後は、こうした現行の就学制度の基本は維持しつつも」とした上で、その基本を維持しながら障害の種類や程度により分けられた「適切な教育の場」の間の通級もありですと述べているにすぎない。しかし、「障害の種類や程度の判断や就学の場の設定を検討するこれまでの就学指導」こそが、子ども達を分け隔て、職場、地域を分け隔ててきた。「現行の就学制度の基本」となっている就学判定をやめることから始めるべきなのだ。

## 6. 危ういぞ! 「乳幼児検診との連携」

「ア 就学指導実施計画の見直し」は危うい。「就学前のこどもたちの実態を十分に把握するために市町村が実施する乳幼児検診との連携も含め、継続的な実施計画の在り方が必要となる。」(8ページ)としている。「障害の種類や程度に応じて社会的自立につながる教育」(5ページ)を受けるためには盲・ろう・養護学校や特殊学級に行く必要がある(軽度の場合は支援籍=通級もありうるが)という就学指導を堅持しながら、「乳幼児検診との連携」などなされたらたまらない。

## 7. 「本人・保護者の意志尊重」確認はどこへ

これまでの「就学先の決定にあたっては本人・保護者の意志を尊重する」という確認をどう考えているのかははっきりさせるべきだ。「ウ 個別の教育支援計画を作成するための情報の整理」は、「就学先の決定や学校や学級の枠を超えて児童生徒を支援する学習活動は、個別の教育支援計画に基づき行われる。」「子どもの教育的ニーズに応じた就学先等の決定は、継続的な相談の過程で、教育学や医学、心理学等の専門家から助言を基に、保護者の意向も踏まえながら行うことが必要である。」(9ページ)とされている。これまでも「相談」とは名ばかりで「障害の種類や程度に応じた適切な教育の場」を強く勧めてきたのが就学相談の実態だが、たとえば「支援籍で通常学級の行事にも参加できるから養護学校に行きなさい、お子さんの将来のためです。」といった形で、いっそう執拗に行われかねない。

## 8. 介助員配置に努力の市町村に冷ややか

「(3)教育環境の整備」の中で、「介助員配置の現状は、平成15年5月1日現在、通常の学級への配置数が209人」(9ページ)とあるが、これは県教委として初めての実態把握である。「特殊学級への配置数が678人」とあるが、「特殊学級への配置数」についてはこれまでも交渉等で回答されてきた。しかし、通常学級への配置については、「市町村が独自の判断で行っているもの」として、地方分権を口実に、これまで県として実態把握を怠ってきたという経過がある。ただ、数を把握はしたが、「多くの市町村の場合、緊急雇用対策基金を導入して一時的に行っている現状」(9ページ)と冷ややかである。自転車操業的な形であれ、共に育ち・共に学ぶための支援を市町村が必死で先行させざるを得なかったのは、分ける教育だけを認知してきた県の基本姿勢に由来しているにもかかわらず、何の反省も語られていない。このように市町村が現に取組んでいる実態を県がきちんと認知することから、支援は始められるべきだ。ところが、県はそう考えないようだ。障害の種類や程度にかかわらず通常学級で共に学び続けられるための支援ではなく、あくまでも「学校や学級の枠を超えて児童生徒を支援するしくみを具体化する」(9ページ)、すなわち障害の種類や程度に応じた学校・学級に行きながら他の学校・学級も通級的に活用するといった形で、よりきめ細かに分け隔ててゆくためには、「施設・設備の充実はもちろん、人的支援は必要であり、県独自の教職員配置計画が検討課題である。」(9ページ)という。分け隔てれば隔てるほど、そこから地域で一緒に生きるためには二重三重の壁ができ、それらをこえるための大変な支援が必要になる。脱施設しかり、社会的入院解消しかりだ。しかし県教委はそれらから何も学ぼうとしていない。だから「その際、ボランティア団体などの社会資源の確保や導入に向けてのしくみづくりも併せて検討」などと、お気楽な言葉も吐けるのだ。

## 9. 社会にとって有害無益な「個別の教育支援計画」

「市町村は、障害のある子供たち一人一人のニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを目的としたこの個別の教育支援計画を作成しなければならない。」(15ページ)とされているが、「市町村は」と「個別の教育支援計画」の間が繋がらない。「市町村は」と地方分権を語るのなら、まず国の学校教育法施行令22条の3別表に基づき「この子は障害の種類・程度がこれこれだから養護学校で教育を受けることが適切だ」といった判定作業を一切やめるべきだ。そのことによって、自動的に、障害のあるなしにかかわらずすべての子供は地域の通常学級で学ぶことが原則となる。例外的に本人・保護者の希望により、特殊学級や盲・ろう・養護学校で学ぶこともできるが、その場合でも市町村はその子供たちが居住地の通常学級で受け止められるよう、継続的な教育・学習環境整備に努め、それを県は支援すべきなのだ。

「乳幼児期の個別の教育支援計画」が重要だとされ、「障害の状態等、実態を整理し、就学に向けての必要な教育的支援の方向性を整理」(16ページ)するのだという。彩の国障害者プラン21の第4章「自立に必要な力を高め、共に育ち、共に学ぶ教育を充実します」の「現状と課題」には、「幼稚園や保育所における障害児の受け入れについては、共に育ち、共に学ぶ場として重要であり引き続きニーズに応え推進する必要があります。」と述べられている。「乳幼児期」は「就学」のためにあるわけではなく、ましてや「障害の状態等、実態」を判定し分け隔てる教育を準備する期間として位置付けられるものではない。

「卒業後の個別の教育支援計画」として、「卒業後の就労等に向けて、これまでの学習の成果等を踏まえて必要な情報を整理」(16ページ)するという。「社会参加や自立する力を育む」(7ページ)ために「発達段階に応じた指導の充実や高等部における職業教育の実施が重要」(7ページ)などと述べられているが、本人が力を付け障害を軽減・克服するという発想では、軽度の障害者の一部が就職や一人暮らしにつながるだけで、多くの障害者が出口なき福祉施設に滞留してきたという現実から目をそらしてはならない。緊急に問われているのは、学校・職場を含む地域をこれ以上分けないことだし、分け隔てられた場から地域に参加してゆくことをどう支援するかだ。「個別の教育支援計画」としてくられる内容は、こうした社会状況と相容れない。

## 10. 「就学支援委」・「作成委」なんていない

「既存の就学指導委員会の活動を越えた委員会は、呼称も『就学支援委員会』とし、市町村及び県教育委員会は、人材の確保や学校との連携方策を整備する必要がある。」(15ページ)とある。「障害の種類や程度に応じて教育学、医学、心理学等の観点からの適切な指導」(15ページ)はいままでどおり行うとされ、今後はさらに分けられた教育の場の中の「通級」を加え、子供たちの生活をより細かく分け隔てる作業が加わるというわけだ。この「就学支援委員会」の専門的助言を継続的に受けながら、市町村が「児童生徒の個別の教育支援計画」を作成するとされている。ただし、「はじめて作成される乳幼児期」の「個別の教育支援計画」については、「乳幼児検診の結果等を踏まえ必要に応じて就学支援委員会が」、その「下部組織として」、「教育学、医学、心理学等の専門家に加え、対象の子どもに携わっている教育、医療、福祉機関の関係者で構成する」「作成委員会(仮称)」(いずれも16ページ)を招集し、作成に取りかかるとされている。6や9で述べたように、乳幼児検診の結果が就学指導に流用されるといった形での早期からの地域分離システムを許してはならない。

## 11. よみがえろうとする「適格者主義」

「(1)障害のある生徒に対する高等学校における支援」として「後期中等教育における障害のある生徒に対する支援は、障害の種類や程度の外に学力や卒業後の進路などを踏まえ可能な限り多様である必要がある。」(23ページ)とされている。障害の種類や程度で分け、さらに学力や進路で分けるというのは、現状の固定化に他ならない。これまで県立高校入試において、「身体に障害があることにより不利益があってはならない」という当初の文言を「障害があることにより」と改定したり、国民的教育機関となった高校に知的な障害のある生徒も含め可能な限り受け止めてゆくために「定員内不合格はあってはならない」と確認してきたことを否定するものであり、とうてい認められない。

## 12. 高校の「介助員」をめぐる

「今後は厳しい財政状況なども踏まえつつ介助員配置や手話通訳、要約筆記など生徒の状況に応じた支援についても研究し、一層バリアフリー化を推進する必要がある。」(23ページ)とされている。現在、中学、高校などへの入試に関わる通知の中で「介助を行う職員の配置はできない」という「欠格条項」ともいえるべき文言を削除できないと言ってきた県教委としては、一歩踏み込んだように思う。ただし、小・中学校の通常学級の介助員の配置については数を把握したのに対し、高校レベルでは数としてあがっていないのは問題だ。また、「バリアフリー化」と表現していることから、身体障害の介助に限定しているようにも受け取れる。いずれにせよ、まずは通知の文言削除からだ。

# 誰でも参加できるイベント情報

- 9月4日(木) 共に育ち・働き・暮し合うための総合県交渉 10:30 県庁第3講堂  
8日(月) どの子ども地域の公立高校へ埼玉連絡会事務局 20:00 ぺんぎん広場  
11日(木) フェアトレード・フェア(～13日)マザーズハウス 048-965-4185  
13日(土) 市民福祉講座 「虐待」をめぐる  
中央児相・門平公夫さん 13:30～ かがし座 048-734-9390  
15日(休) 特振協「中間まとめ」報告会 全障害児普通学級籍をめぐる  
北村小夜さんほか 13:30～ 埼玉会館  
16日(火) 市民福祉講座 「精神医療」と「生活支援」  
県立精神保健福祉センター・上野豪志さん 19:00～ かがし座  
17日(水) 障害者の職場参加を語る会 10:00～ 越谷市役所地下・組合事務所  
20日(土) 共に育つ学校・高校おしゃべり会 10:00 生活支援センターたけさと  
048-733-6872